

## 令和8年度八瀬出張所自動扉開閉装置保守管理業務委託仕様書

### 第1 総則

本仕様書は、左京区役所八瀬出張所における自動扉開閉装置保守管理業務の委託契約に係る仕様書である。業務の実施に当たっては、京都市契約事務規則、関係法令及び本仕様書を遵守し、常に良好な状態で運転・維持管理を確実に実施すること。

### 第2 委託する設備

ナブテスコ株式会社製 DS-75型 1台（八瀬出張所）

### 第3 履行場所

八瀬出張所敷地内（京都市左京区八瀬秋元町577）

### 第4 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 第5 委託事項

京都市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）に対し、保守管理業務として、次の事項を委託する。

#### 1 設備の点検に関すること。

ア 受注者は発注者より委託された設備について、良好な機能を維持し、安全を確保することを目的として、1年に2回、専門技術員を派遣して、設備の動作試験その他必要な点検業務を行うこと。

イ アに掲げる点検は、7月、2月に実施すること。

ただし、発注者と受注者が合意の元、点検月を変更することは可能とする。

#### 2 事故その他の異常時における応急措置に関すること。

受注者は、事故その他の異常時において、発注者から通知があった場合は、速やかに専門技術者を現地に派遣し、原因の究明を行い、復旧対策を実施すること。

なお、その際に部品取替の必要がある場合は、あらかじめ発注者に申し出て施工するものとする。

### 第6 再委託

受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 第7 委託料の支払い

委託料は、契約期間満了後に受注者からの請求に基づき、一括で支払うこととする。

## 第8 費用の負担

委託業務の実施に伴い要する費用は自動扉保守管理業務仕様書のとおりとする。ただし、以下の1から6に掲げるものについては、発注者の負担とする。

- 1 深夜（23：00から翌朝5：30）及び日祝日の緊急出動に係る費用。
- 2 発注者の依頼による装置更新に係る費用。
- 3 別紙記載の装置の保守部品が製造中止となり、機能維持管理が不可能になった場合に係る費用。
- 4 発注者の取扱いの乱用又は過失による装置の故障に係る費用。
- 5 天災及び不可抗力により発生した故障に係る費用。
- 6 ドアエンジン(モーター)・コントローラ・連結機構・センサー・補助センサー・ハンガーレール・プーリー・ベルト・ドアハンガーの部品費用

## 第9 一般事項

- 1 受注者は、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- 2 受注者は、仕様書等に明記のない場合又は疑義を生じた場合、発注者と協議すること。
- 3 受注者は、業務の実施に伴い発生する廃材、塵、廃油、その他の発生材をすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理すること。